

防衛庁の省への移行

— 法案のポイント —

平成18年9月

防 衛 庁

目 次

○ 省への移行の必要性について

- ・ 「国の防衛」は国家の最も基本的な任務 ……1
- ・ 今「防衛」に求められているもの ……2
 - イラク人道復興支援活動の教訓 ……2
 - 北朝鮮の弾道ミサイル発射の教訓 ……3
 - 米軍再編(基地問題)の教訓 ……4
- ・ 防衛庁・自衛隊の任務の増大 ……5
- ・ 総括 ……6

○ 防衛庁を省に移行させるための法律案について

- ・ 法律案提出までの経緯 ……7
- ・ 法律案のポイント(1) ……8
 - (参考)諸外国における国防組織 ……9
- ・ 法律案のポイント(2) ……10
- ・ 法律案のポイント(3) ……11
- ・ 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の内容 ……12

省への移行の必要性について

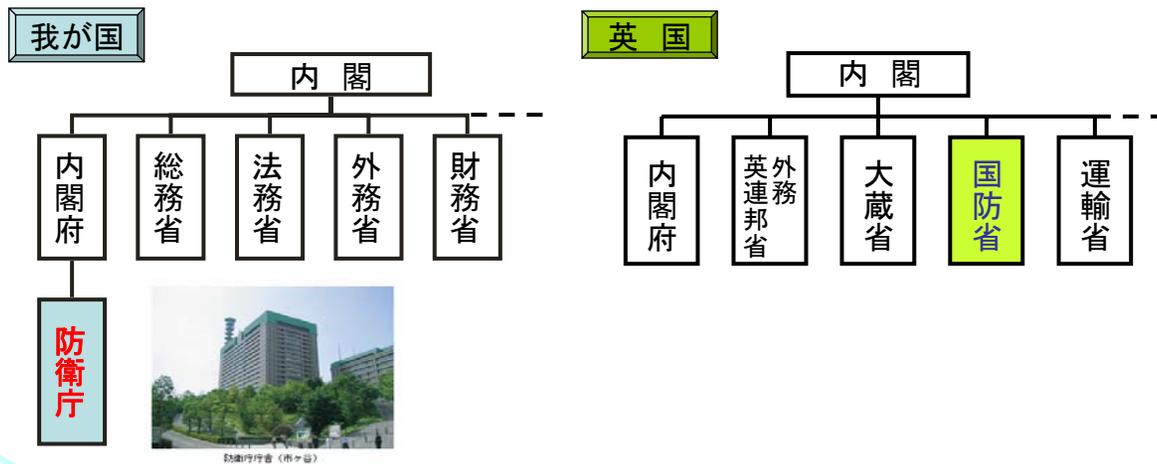


「国の防衛」は国家の最も基本的な任務

- 「国の防衛」は国家の最も基本的な任務であり、国民の安全・安心を確保し、国が発展と繁栄を続けていく上で必要不可欠
- 防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、諸外国の防衛を担う行政組織は、すべて「省」(Ministry / Department)と位置付け

「国の防衛」を担う行政組織を「省」と位置付けることが必要

諸外国の防衛担当組織との行政組織上の位置付けの違い(英国の場合)



国民保護訓練(千葉県)において、避難住民の誘導を行う
陸自第1空挺団(千葉県)隊員

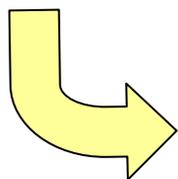
今「防衛」に求められているもの

イラク人道復興支援活動の教訓



政府として次のような対応が**必要**

- 迅速かつ的確な現地情勢・ニーズの把握と国益にかなった派遣地域の選択が必要
- 現地のニーズに対し、自衛隊による人的貢献にODAなどを組み合わせた効果的な支援が必要
- 諸外国の防衛担当組織等との対等で友好的な関係の構築が必須
- イラク政府や米国、英国、豪州といった派遣国との信頼関係を重視しつつ、国益を損なわない撤収方法や時期の判断が必要



- ・ 諸外国の防衛担当組織との**対等な位置付け**、
- ・ **防衛と外交と「両輪」**で国際平和に取り組むこと、が必要



日米首脳会談



英国軍司令との会談(イラク共和国サマーワ市)

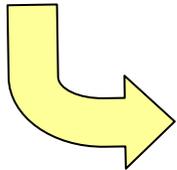


サマーワ市民との懇親

北朝鮮の弾道ミサイル発射の教訓



- 本年7月、北朝鮮が弾道ミサイル7発を発射するも、現在、日本に防衛能力なし
- このため、現在進めている自衛隊の弾道ミサイル防衛(BMD)システムの配備の前倒しを行うため、米国防省および米 국무省との交渉を実施
- また、米軍のPAC-3やSM-3搭載イージス艦が早期に国内に配備されるよう、米国防省との交渉を実施



米国防省と**対等に交渉し得る「組織」**であることが必要



日米首脳会談



日米安全保障会議(2+2)



海上配備型(SM-3)

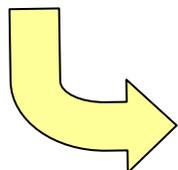


陸上配備型(PAC-3)

米軍再編(基地問題)の教訓



- 約2年に渡る協議を経て、本年5月、「再編実現のための日米のロードマップ」を合意
- 米国との協議に際しては、抑止力の維持を図りつつ、沖縄をはじめとする地元負担の軽減とグアムへの移転経費の負担について、粘り強く、かつ戦略的に交渉
- 地方自治体に対しては、誠意を持って継続的な協議を行い、地方自治体の要望に配慮した地域振興策、返還跡地利用策等を検討



米国との交渉や地方自治体等への対応について、責任と権限を持って調整し得る「組織と能力」が必要



日米安全保障会議(2+2)



稲嶺沖縄県知事との会談



米海兵隊普天間基地(沖縄県宜野湾市)



90式戦車



防衛庁庁舎 (市ヶ谷)



国民保護隊(千葉県)において、避難住民の誘導を行う陸自第1空挺団(千葉県)隊員



(陸自第101空挺団陸上隊)の隊員



現地で被災者などの搬送を行う陸自ヘリコプター



DEF-110に搭載する外国艦艇に海上補給を行う補給艦「あづま」と原田を警戒する護衛艦「いなづま」

国の防衛を担う行政機関としての位置付け

- 「国の防衛」は**国家の最も基本的な任務**
- 防衛力は安全保障の**最終的担保**
- 諸外国の防衛担当組織は**全て「省」**

防衛庁・自衛隊の任務の増大

- 防衛庁・自衛隊の**活動の拡大**
- 防衛庁・自衛隊の**任務の重要性の増大**
- 防衛政策全般の**企画立案能力の強化**



英国軍司令との会談

これまでの防衛庁・自衛隊の活動からの教訓

- 諸外国の防衛担当組織と**対等な位置付け**
- 諸外国などと対等で強力に**交渉し得る能力**
- **責任と権限**をもって調整し得る**「組織と能力」**



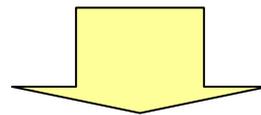
日本防衛首脳会議 (今年5月)に臨む横須賀市長とラムズフェルド国防長官



アジア・太平洋域国際安全保障セミナー



日米首脳会談後、共同記者会見に臨む日米両首脳 (今年6月) 【内閣立憲案】



これらを踏まえれば**「省」への速やかな移行が必要**

防衛庁を省に移行させるための法律案 について



法律案提出までの経緯

1 昨年11月までの議論

—昭和29年 防衛庁発足—

昭和39年 省移行法案閣議決定(国会提出には至らず)

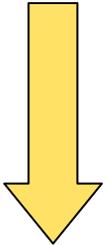
平成9年 行革会議最終報告「新たな国際情勢下における我が国の防衛基本問題については、**政治の場で議論すべき課題**である。」

平成13年 「防衛省設置法案」議員提案で国会提出(衆議院解散により廃案)

平成14年 与党3党合意「**有事法制成立後において、…防衛庁の省昇格を最優先課題として取り組む**」

2 昨年11月以降の最近の動向

昨年12月5日 自民党・公明党(2幹事長2政調会長)、与党間で協議を開始することに合意



- ・与党安保プロジェクトチーム(山崎座長)**9回**
- ・自民党国防部会等**4回**
- ・公明党合同部会等**14回**

本年6月6日 自民党政調審議会・総務会において了承

6月8日 公明党政調全体会議において了承
安全保障会議決定

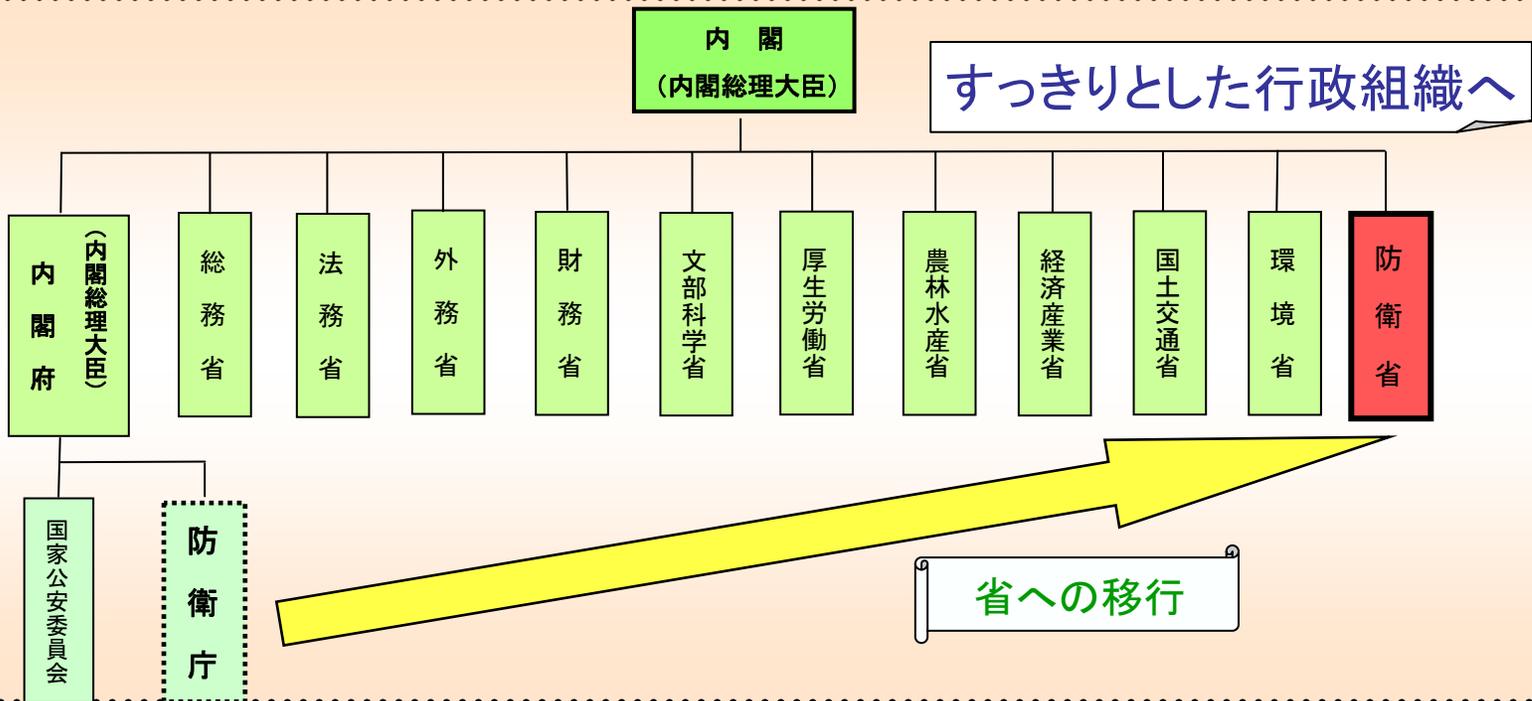
6月9日 **閣議決定・国会提出**

6月16日 通常国会終了に伴い継続審議

法律案のポイント(1)

防衛庁の省への移行

- 防衛庁を「省」と位置付け、危機管理体制を強化
- 現在の国の防衛に関する主任の大臣は、内閣府の長である内閣総理大臣
 - ➡ 国の防衛に専従する主任の大臣を置き、様々な危機に迅速・的確に対処
- 防衛庁長官は、主任の大臣ではないことから、国の防衛に関し直接閣議を求めることなどができない
- 諸外国の国防組織は全て「省」。一般的に「庁」は、決められた事項を実施する組織
 - ➡ 諸外国と同様の位置付けとし、国際社会における立場を強化



諸外国における国防組織

(参考)

周辺諸国

中国	国防部	Ministry of National Defense
韓国	国防部	Ministry of National Defense
北朝鮮	人民武力部	Ministry of the People's Armed Forces
台湾	国防部	Ministry of National Defense
フィリピン	国防省	Ministry of National Defense
インドネシア	国防省	Ministry of Defense
マレーシア	国防省	Ministry of Defence
シンガポール	国防省	Ministry of Defence
タイ	国防省	Ministry of Defense
ベトナム	国防省	Ministry of Defense
カンボジア	国防省	Ministry of National Defense
ミャンマー	国防省	Ministry of Defense
オーストラリア	国防省	Department of Defence
ニュージーランド	国防省	Ministry of Defence

日本

防衛庁 Japan Defense Agency



欧米諸国

アメリカ合衆国	国防省	Department of Defense
カナダ	国防省	Department of National Defense
イギリス	国防省	Ministry of Defence
フランス	国防省	Ministry of Defense
ドイツ	国防省	Ministry of Defense
スペイン	国防省	Ministry of Defense
イタリア	国防省	Ministry of Defense
オランダ	国防省	Ministry of Defense
ベルギー	国防省	Ministry of Defense
オーストリア	国防省	Ministry of Defense
スウェーデン	国防省	Ministry of Defense
ロシア	国防省	Ministry of Defense
ノルウェー	国防省	Ministry of Defense
フィンランド	国防省	Ministry of Defense

法律案のポイント（2）

国際平和協力活動等の本来任務化

- これまで自衛隊の国際平和協力活動には、**約3万人**が**約20回**の活動に従事し、**内外から高い評価**
平成3年のペルシャ湾への掃海艇派遣、平成4年のカンボジアPKOを皮切りに、多くのPKO、国際緊急援助活動やテロ特措法に基づく対応措置、イラク人道復興支援を実施
- 我が国の平和と安全をより確固たるものとするためにも、国際平和のための活動に、これまで以上に主体的・積極的に対応していくことが必要
- 現在、国際平和協力活動等は、自衛隊の「付随的任務」との位置付け
付随的任務とは、「本来の任務」に支障が生じない限度で、既存の能力を活用して対応するもの
➡ 自衛隊の「本来任務」と位置付けることで、省への移行と相俟って、**国際平和への我が国の取組み姿勢を内外に明確化**

自衛隊法第8章「雑則」 (付随的任務)

- ・国際緊急援助活動等
- ・国際平和協力業務等
- ・在外邦人等の輸送
- ・機雷等の除去
- ・周辺事態における後方地域支援等

本来任務へ

自衛隊法第6章「自衛隊の行動」 (本来任務)

- ・防衛出動
- ・治安出動
- ・海上警備行動
- ・災害派遣 等

法律案のポイント (3)

省の名称は「防衛省」

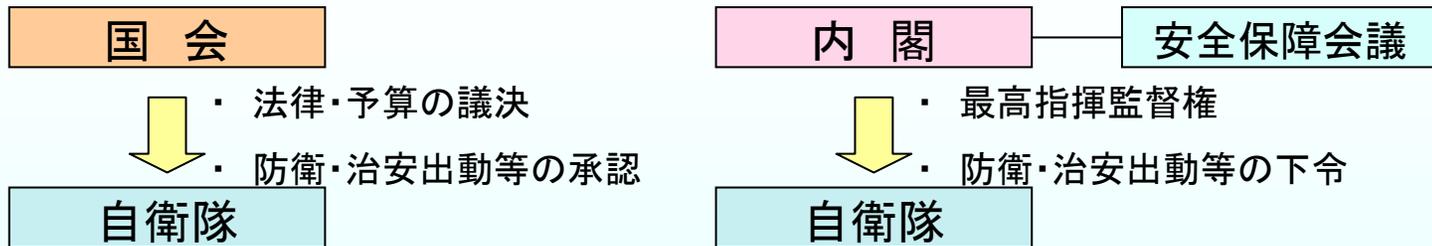
- 「防衛庁」という名称は、50年あまり国民に親しまれ定着
- 「防衛」は、「防衛大綱」など、専守防衛を基本政策とする我が国で確立された用語

防衛政策の基本は変更せず

- 我が国の防衛政策の基本である「シビリアン・コントロール」、「専守防衛」、「節度ある防衛力の整備」、「海外派兵の禁止」、「非核3原則」、「軍事大国とならない」は、変更せず

シビリアン・コントロールとは、政治の軍事に対する優先(文民統制)

我が国においては、国会による統制、内閣の統制等様々なレベルでのシビリアン・コントロールが担保されている



- PKO参加5原則、武器使用権限など、国際平和協力活動に関する現行法上の枠組みについても、変更せず

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の内容

省移行関連法案全体

- ①省移行、②国際平和協力活動等の本来任務化、③安全保障会議の諮問事項への追加を一括して措置
- 防衛施設庁を19年度に廃止し、防衛省本省へ統合すること等を附則に明記
- 施行は、法案成立後早期に施行（公布の日から3月以内）

1 防衛庁設置法の一部改正

- 「防衛省設置法」に改正（「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」等）

2 自衛隊法の一部改正

- 内閣の首長としての「内閣総理大臣」→引き続き「内閣総理大臣」
（自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の下令等）
- 内閣府の長としての「内閣総理大臣」→主任の大臣となる「防衛大臣」
- 次の活動を自衛隊の本来任務と位置付ける。

・国際緊急援助活動等
・機雷等の除去

・国際平和協力業務等
・在外邦人等の輸送

・テロ特措法に基づく活動
・周辺事態における後方地域支援等

・イラク特措法に基づく活動

3 安全保障会議設置法の一部改正

- 諮問事項に自衛隊の国際平和協力活動及び周辺事態への対処を追加

4 関係法律の一部改正

- 内閣府に置かれている防衛庁を、各省並びの防衛省と位置付ける（内閣府設置法、国家行政組織法の改正）
- 70の関係法律について、所要の改正（「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」等）